## 第11回(仮称)市民参加・協働のまちづくりプラン策定会議 及び第17回庁内策定部会合同会議 次第

日 時: 平成24年8月28日(火) 14 時 00 分~ 場 所:市役所3階第2会議室 (仮称)市民参加・協働のまちづくりプラン策定会議会長あいさつ 資料 1 重点的な取り組みと段階的な実施について 資料 2・3 資料 4

Ⅳ 白井市第4次総合計画後期基本計画第1次実施計画における市民参加・協働 の現状 (報告)

V (仮称)市民参加・協働のまちづくりプランの素案について

3 閉 会

1 開

2 議

II

会

題

I 市民参加・協働の推進策について

Ⅲ 評価と推進体制について

咨	<b>資料</b> 1								
事業番号	提案施策名	提案内容	具体的事業の例	各課の対応	考え方	新哥	事業番号	事業名(資料2参照)	事業概要
1	ITを活用した情報提供の充実	様々な世代の市民が気軽に参加できるように、ITの活用による情報提供を推進する。	・会議・資料の一定期間のネット公開 ・市民が見やすいHPの作成	ОК		1	1-1-1	(1)ICTを活用した情報提供の充実	<ul><li>●市が所有する行政資料の一覧を市HPで公開する。メールでの配信</li><li>●市民が見やすいホームページの作成と管理</li><li>●窓口手続きをわかりやすくするため動画などを利用する。</li></ul>
2	情報発信場所の拡充	銀行や商店などの人が集まる場所に市の情報提供スペースを設置。	・駅、郵便局、掲示板の情報提供スペースを改良 ・情報提供スペースの追加	ок		2	1-1-2	(2)市の情報発信場所の 拡充	● 駅・郵便局・銀行の広報設置スペースや駅前掲示板を市の情報提供場所とし、 市民への情報を掲示・設置する。 ●情報提供場所の拡充
6	市の内部会議(決定機関)の公開	決定過程における情報公開を進めるため、市の内部会議のうち政策会議や調整会議などの決定機関として位置づけている会議について、既に実施している検討結果の公開を更に進め、検討過程を公開する。	・政策会議・調整会議の公開	内容を見直して 実施	政策会議や調整会議は、政策形成過程における実質的な議論を行っており、一部のみの公開は、かえって情報提供としては不適切であり、まとめて公開する方がわかりやすいと考える。 情報提供については、必要であると考えており、現在実施している結果の情報公開については、今後も「情報提供施策の推進に関する基本方針」(平成24年3月決定)に基づき、決定過程における議論の推移や結果についてわかりやすく情報提供することで、市民への情報提供を更に進める。	3	1-1-3	(3)市の内部会議の検討 過程の情報公開	●「情報提供施策の推進に関する基本方針」(平成24年3月決定)に基づき、政策会議・調整会議に付議された案件の概要及び決定事項について、市民にわかりやすく情報提供する。
3	市民のニーズ把握と分析			内容を見直して 実施	提案のあったマーティングについては、手法等が現段階では、確立されていないことから、現段階での実施は難しいと考える。 しかし、無作為抽出のアンケートなどに実施されるよう、今まで市民参加などを行っていない納税者市民の意見を把握することは非常に重要と考えており、次期総合計画を策定する際には、無作為抽出による市民の住民意識調査や市民討議会/ワークショップの開催を行うことで、生活実感に基づく市民のニーズを把握し、分析する。	4	1-1-4	(4)市民のニーズ把握と分析	<ul> <li>● 市民が抱く生活実感に基づくニーズ把握(満足度、重要度、市民の行動様式、感じ方)を踏まえた住民意識調査の実施。</li> <li>● 無作為抽出された市民によるワークショップ又は市民討議等を開催し施策に反映する。</li> </ul>
4	各種委員会への市民公募委員の増 員			事業の統合	事業自体の変更、修正変更を行わず、事業の目的が類似していることから、事業 を統合した方がわかりやすいことから事業の統合のみを行う。			(1)審議会 · 各種委員会	● 審議会・各種委員会への市民公募委員の増員 ● 無作為抽出型公募市民登録制度の研究と制度化 ● 無作為抽出型公募市民を対象とした市の制度の研修
7	無作為抽出による市民参加の実施	住民基本台帳から無作為抽出した市民に委員や参加 を依頼する無作為抽出による市民参加の手法を研究 し、各課の事業において実施する。	・無作為抽出による委員の選任	具体的な事業はそのまま実施		5	1-2-1	への市民公募委員の確保	▼無下る領山主人券中氏で対象といこ中の制度の町形
5	参加型会議手法の採用	委員や参加者の意見を積極的に引き出すため、市民参加しやすく、また意見を述べやすい会議手法を積極的に採用する。	・ワークショップ形式における会議の採用	事業の統合	事業自体の変更、修正変更を行わず、事業の目的が類似していることから、事業 を統合した方がわかりやすいことから事業の統合のみを行う。			(2)参加しやすい市民参	● 委員や参加者の意見を積極的に引き出し、議論と対話を活発にするため、市民 参加しやすく、また意見を述べやすいワークショップ形式による会議運営を積極 的に採用する。 【担当課:各課・市民活動支援課】
8	ITを活用した市民参加の方法の研究	市民が市役所以外で、市の施策に意見を述べ市政に参加することができるようなITを活用した市民参加のしくみを研究する。	・電子掲示板 ・Twitter ・Facebookなどを利用した 市民参加の方法の研究	具体的な事業はそのまま実施		6	1-2-2	加の手法の採用	● 市民が市役所以外で、市の施策に意見を述べ市政に参加することができるようにFacebookや電子掲示板、TwitterなどのICTを活用した市民参加のしくみを研究する。 ● 市民の意見や要望をストックする場を市HP上に作成する。
9	なるほど行政講座の充実		・なるほど行政講座の講座拡大	ок		7	1-3-1	(1)なるほど行政講座の 充実	● 講座名を市民が興味を持つタイトルへ変更することや、講座の内容がわかりやすくなるよう改善する。事業のPR方法の改善を検討する。
10	テーマ別市民推進員の養成	事業を広く展開するために事業に興味・関心のある市 民を普及のための推進員に任命し、市民とともに事業 展開する。(介護予防推進員など)	・推進員制度の積極的導入	ОК		8	1-3-2	(2)テーマ別市民推進員の養成	● 事業の実施にあたりテーマ別の市民推進員制度を積極的に導入するとともに、 積極的に研修の機会を設け、関心のある市民を推進員に養成する。
11	事業説明・発表会の開催	市が今後どのような事業を実施する(した)のか、改善する(した)のかなどの市が実施する(した)事業について、市民に向けて説明・発表会を行う。	・事業説明会、発表会の実施	ок		9	1-3-3	(3)事業説明・発表会の 開催	<ul><li>● 地域防災計画の見直しに伴う小学校区ごとの意見交換会の実施。</li><li>● まちづくり協議会設立に向けた「地域を考えるフォーラム」の開催</li></ul>
14	地域の魅力発見と学びの機会の強 化	市民が地域に愛着を持つよう、市民が地域の歴史や地域の取り組みを学び、地域の魅力を再発見するための学びの機会を更に充実させる。	•市民大学校	OK		10	2-1-1	(1)地域の魅力発見と地 域を知る機会の強化	● 地域に仲間がいる人、地域活動に意欲を持つ人を増やすことを目的として市民 に様々なテーマで主体的に学習する機会を提供している市民大学校白井発見学部 の開校と充実
15	子ども世代の地域との関わりの強化	子どものころから、地域を意識し愛着を持てるように小中学校の学校教育で、地域や自治会との関わりをもつ機会を増やす。	・地域と合同の清掃美化活動・防災訓練	ОК		11	2-1-2	(2)子ども世代の地域との関わり強化	● 学校で実施している環境美化活動や防災訓練を地域と合同で実施する。
13	市のPRの推進		・市のPR推進	ОК		12	2-1-3	(3)市のPRの推進	<ul><li>● 市のキャラクターである「なし坊」「かおり」を活用したPR活動を行う。</li><li>● 市民と協力しながら白井市の魅力を発信できる方法の検討</li></ul>
12	美しい景観形成の推進		・景観形成事業の実施	ОК		13	2-1-4	(4)美しい景観形成の推 進	● 景観意識を醸成するための景観写真展の開催 ● 都市景観を守るための景観法に基づく「景観条例・景観計画」の制定
16	団塊シニア世代の活動支援方針の作 成	団塊シニア世代が、地域社会の担い手となることができるように市が支援するための <mark>方針を策定する。</mark>	・団塊シニア支援の寿針築定 しくみづくり ・市民の人材パンク制度の設立	内容を見直して 実施	事務事業において、市の支援の計画・方針を策定するのではなく、しくみづくりと 変更したことから、同様にしくみづくりとし、事業を実施したい。 人材パンクについては、生涯学習課の「しるい生涯学習人材パンク登録運用事業」の活用や商工振興課が計画する制度と連携する人材パンクの構築を図る。	14	2-2-1	(1)団塊シニア世代の活動支援のしくみづくり	<ul> <li>● 団塊シニア世代が、地域社会の担い手となることができるように市が支援するためのレくみづくりをする。</li> <li>● 「しろい生涯学智人材パンク登録運用事業」の活用を盛り込んだ新たな「人材パンクの構築を行い、団塊シニア世代の知識・経験・技能を可視化する。</li> </ul>
17	自治会の加入促進		・自治会加入促進・チラシの作成	事業の統合 具体的な事業は	事業自体の変更、修正変更を行わず、事業の目的が類似していることから、事業を統合した方がわかりやすいことから事業の統合のみを行う。		2_2_2	(2)自治会・公益的市民 活動団体の支援と加入促	● 公益的な活動を行っている自治会や市民活動団体における市民の加入・参加促進PR ● 自治会や公益的な活動を行っている市民活動団体への補助 ● 「白井市住民意識調査」を利用し、活動に参加していない市民の意識調査を行
18	公益的市民活動団体の育成		・市民活動団体補助金 ・公益的市民活動団体のPR ・公益的市民活動団体との情報交換	そのまま実施		13	2-2-2	進	j
19	市民活動推進センターの運営強化 ※NO. 16と関連あり、統合も視野に いれる。	個人・市民活動団体への情報提供、交流機能に加えて、団体間相互の連携・協力をコーディネートし、中間支援施設としての役割を担う。	・市民活動推進センターの指定管理	事業の統合	事業自体の変更、修正変更を行わず、事業の目的が類似していることから、事業を統合した方がわかりやすいことから事業の統合のみを行う。			(2) 古民活動批准力之	● 市民個人や市民活動団体、地域コミュニティ団体、市相互の情報発信、交流、調整機能を担う組織として市民活動推進センターを位置づけし、団体の中間支援機能に加えて地域の様々な人々が情報交換や交流の場として、自由にオープンに活用できるようにする。
	市民活動推進センターの機能強化	市民個人や市民活動団体、地域コミュニティ団体、市相 互の情報発信、交流、調整機能を担う組織として市民 活動推進センターを位置づけし、団体の中間支援機能 に加えて地域の様々な人々が情報交換や交流の場とし て、自由にオープンに活用できるようにする。		具体的な事業はそのまま実施		16	2-2-3	(3)市民活動推進センターの運営・機能強化	● 個人・市民活動団体への情報提供、交流機能に加えて、団体間相互の連携・協力をコーディネートし、中間支援施設としての役割を担うため、運営施設に対して。
21	表彰・市民活動認証制度	公益的な市民活動について、市が認証を行うことで団体の活動を市が担保する。また、既に公益的な市民活動を行っている団体や人を表彰することで、今後更に市民活動に取り組む人が増えることを目指す。		ОК		17	2-2-4	(4)市民活動団体認証制 度の研究	<ul><li>◆ 公益的な活動に対する市民活動団体認証制度の研究</li><li>◆ 公益的な市民活動を継続的に行っている団体や市民を表彰する。</li></ul>
22	市民活動保険の創設	市民活動(損害・賠償)保険を市がまとめて加入することで、市民が市民活動を行う際に参加しやすい環境を整備する。		ОК		18	2-2-5	(5)市民活動保険制度の 創設	● 市民活動保険制度の研究と創設
23	地区コミュニティリーダーの養成	地域で、合意形成や相互理解に向けて深い議論がなされるよう調整する役割を担える地区コミュニティのリーダーを養成するため市民や自治会員を対象とする講座を実施する。		ОК		19	2-3-1	(1)地域コミュニティ リーダーの養成	● 市民ファシリテーター養成講座の開催
24	市民活動コーディネーターの養成	市民間、団体間の活動をコーディネートできる市民を養成するため市民を対象とする講座を実施する。		ок		20	2-3-2	(2)市民活動コーディ ネーターの養成	● 市民ファシリテーター養成講座の開催

事業番号	提案施策名	提案内容	具体的事業の例	各課の対応	考え方	新	事業番号	事業名(資料2参照)	事業概要
27	まちづくり推進事業	地区のまちづくり計画を策定し、推進する。		本計画から除外し、 別計画にて実施 →拡大して実施	地区のまちづくり計画については、法令の裏付けがある都市マスターブランの見 直しにおいて併せて行い、より実効性のある計画として、更に推進していきたい。 なお、都市マスターブランの見直しについては、法令で市民参加が求められてい ることから、本計画に記載は行わないが、市民参加の機会が損なわれることはな	-	廃止	廃止	*都市マスターブランの見直しに組み込む
	地域のまちづくり計画策定推進事業 地域活性化推進事業 ※この事業(こNO. 28、29、32を統合	小学校区などの広域なエリアで、地域特性を基礎としたまちづくりの計画を策定する 自治会等長意見交換会をきっかけとして、地域の課題について話し合う環境の場を提供する。			事業自体の変更、修正変更を行わず、事業の最終的な目的が同一であること、それぞれの事業を段階的に実施をした方が、最終目的に到達するために望ましいと考えることから事業の統合のみを行う。	4.4			● 自治会等長意見交換会をきっかけとして、地域の課題について話し合う環境の場を提供する。 ● 小学校区などの広域なエリアで地域課題に解決のできる協議会組織を創設し、連営を支援する。 ● 市民が、地域や地域の特徴について勉強する機会を支援するとともに、地域と緒に地域のあり方や資源について制査し、地域の課題を明らかにする。 ● 小学校区などの地域で、地域を担う地域づくりを担う者が一同に会し、地域の課題にフレス・スートを開発し、地域の課題にコンス・スートを開始。 ● 小学校区などの地域で、地域を担う地域づくりを担う者が一同に会し、地域の
28	地域の特性と課題を活かしたコミュニティ形成のあり方の検討 ※NO. 26へ統合	市は地域が地域の特徴について勉強する機会を支援 するとともに、地域と一緒に地域のあり方や資源につい て調査する。							課題について、フォーラムを開催し、地域の課題について、市民に明らかにする。  ◆ 地域のまちづくりについて、課題をもとに小学校区で計画を策定し、地域経営の目標とする。  ◆ 各小学校区に地域担当職員を配置し、地域の課題解決を支援する。
	地域課題を主体的に解決する協議会 (まちづくり協議会)の創設 ※NO. 26へ統合	小学校区などの広域なエリアで地域課題に解決のでき る協議会組織を創設し、運営を支援する。		事業の統合 具体的な事業は そのまま実施		21	2-4-1	(1)小学校区を基礎としたまちづくり組織の設立	<ul><li>● 市が地域に交付している様々な補助金・交付金を一括化し、地域が自由に利用することができる交付金の制度にあらためる。</li></ul>
30	地域担当職員の配置	地域担当職員を配置し、地域の課題解決を支援する。	・地域(小学校区)ごとに担当する職員を配置する。						
31		市が地域に交付している様々な補助金・交付金を一括 化し、地域が自由に利用することができる交付金の制 度にあらためる。							
32	地域づくりの担い手が集うフォーラム の開催								
33	地域コミュニティ活動支援のための財 源確保策の検討	公益信託制度、196支援、地域コミュニティ税など地域コミュニティの活動を支援するための財源確保のしくみを 検討する。		ОК		22	2-4-2	(2)地域コミュニティ活 動支援のための財源確保 策の検討	● 地域コミュニティ活動支援のための財源確保策の検討
34		企業が社会貢献(CSR)のため行っている地域活動を市が広報することで、企業が社会貢献活動を実施しやすい環境をつくる。	・社会貢献企業の登録	ОК		23	2-4-3	(3)企業の社会貢献活動 支援策の検討	● 企業に対して、地域への社会貢献の必要性について普及活動を行う。 ● 地域貢献企業の認定制度の研究と構築 ● 地域の地域貢献活動で公益的な活動について、広く市民にPRする
35	空さ店舗などの民间施設の有効活用	市民団体が拠点として空き店舗などを利用する際に有 利な条件で借り受けできるようにする。	<ul><li>・市民活動団体が市内の拠点を利用する場合の補助</li><li>・市内の空き店舗情報の一元的管理</li></ul>	内容を見直して 実施	団体への補助は、公益的な事業の事業費補助を中心としているため、その他の補助制度との整合性から団体への事務所費用(賃料)の補助は難しい。空き店舗情報の一元的管理は、実施可能であるが、不動産業法との兼ね合いから情報提供に留まる。		2-4-4	(4)空き店舗などの民間 施設の有効活用	● 市内の空き店舗情報を一元的管理し、情報提供
36	協働のルールづくり	市が今まで取り組んできた協働について整理するととも に、これからの協働のまちづくりを段階的に広げ、市民 参加・協働のまちづくりを目指す。	(仮称)市民参加・協働のまちづくりプラ ン策定事業	OK		25	3-1-1	(1)協働のルールづくり	● (仮称) 市民参加・協働のまちづくりブランの策定とブランの運用
37	市民参加、協働の外部評価の実施	市と市民の協働事業における評価について、市の評価に加えて、協働のパートナーである市民からの評価として公開による外部評価を行う。	・市民公募等による委員による市が実施 した協働事業の評価	ОК		26	3-1-2	(2)市民との協働の外部 評価の実施	● 公募市民・市民活動団体・事業者団体・学識経験者で組織される白井市市民活動推進委員会が、市が実施する市民との協働事業及び協働を推進するための施策の進捗状況について公開評価する。
38	市民協働に対応した庁内組織の改編	協働を全庁的、全市的に実践するために、市は協働に 関係する組織の強化と併せて、協働における相談窓口 を拡充するなど市民ニーズや課題に対応することが可 能となるための組織を目指す。 市の組織として全市的に市民協働に取り組むため、市	・市民との協働を担当する部署の相談窓	事業の統合 具体的な事業は そのまま実施	庁内組織の改編は、組織の見直しを経て実施している。   地域に関わる組織は、市民安全課、秘書広報課、生涯学習課、市民活動支援課など目的に応じて多岐にわたっていることから、地域の担当部署の統合、市民参加・協働に関する担当課強化については、現段階で実施を決定することは難しい。(機構に関わる事業となることから、総務課のみで判断することはできない。)		3-1-3	(3)協働推進体制の構築と市民協働に対応した庁	<ul> <li>● 市民協働推進本部・市民協働推進員による本部体制を構築し、全市的、全庁的に市民との協働を推進する体制を組織します。</li> <li>● 市民との協働を推進するため、市民の意見が反映されやすい組織の研究を行います。</li> <li>● 市民協働を推進するために、担当課である市民活動支援課の組織を強化しま</li> </ul>
44	の創設	民協働推進会議を設立する。各課に市民協働推進員を 配置し、各課で実施する事業において積極的に協働事 業に展開に取り組む。		(判断できない)	)	2		内組織の改編	す。
41	励働モナル争業の美胞	協働を実践するために、防犯活動や防災活動などの市 民の関心が高い、若しくは市と地域が一緒に取り組み やすい事業において、モデル事業として取り組み、協働 の実践事例を増やす。	・協働のモデル事業の実施	事業の統合 具体的な事業は	事業自体の変更、修正変更を行わず、事業の最終的な目的が同一であること、それぞれの事業を段階的に実施をした方が、最終目的に到達するために望ましいと考えることから事業の統合のみを行う。		3-2-1	(1)協働モデル事業の実施と発信	<ul><li>● 協働のモデル事業の実施</li><li>● 協働の手引書・協働の事例集の作成と市民・市職員への周知</li></ul>
42	協働の手引き書の作成と情報発信	これから協働により事業を展開する際に参考となるよう に、協働の事例や協働による事業実施の注意点につい て記載した協働の手引き書を作成し、市職員や市民に 対して紹介する。	・協働の手引き・事例集の作成	そのまま実施				他と発信	
40	提案型協働事業制度の拡充	既存の事業や新規の事業において、市民が市と協働して、または市が市民と協働して事業を実施したい場合に、市民、市いずれの提案であっても協働して事業を展開することができるしくみをつくる。		ОК		29	3-2-2	(2)協働事業提案制度の 拡充	<ul><li>・ 現在市が実施している提案型の市民団体活動支援補助金の内容を見直し、市民提案型の協働事業提案制度に改める</li><li>・ 行政提案型の協働事業提案制度の新設</li><li>・ 協働事業提案制度実施事業の発表会の開催</li></ul>
39	民間活用による協働事業の実施	行政改革の観点から、市の事業において、市民が単独 で実施することを希望する事業について市民が選択で きるしくみをつくる。	・・(仮)アウトソーシング計画の策定と推進による公共サービスの民営化の実施	内容を見直して 実施	事務事業において、計画の策定を検討と変更していることから、同様に検討として、事業を実施したい。	30	3-2-3	(3)民間活用による協働事業の検討	● 公共サービスの民営化のため、指針である(仮称)アウトソーシング計画の策定を検討する。
43	コーディネート型職員の育成		・協働研修の実施 ・会議運営・ファシリテーション手法の研修の実施 ・政策法務研修の実施	ОК			3-3-1	(1)コーディネート型職 員の育成	<ul> <li>市民参加・協働研修の実施</li> <li>会議運営・ファシリテーション手法の研修の実施</li> <li>政策法務研修の実施</li> </ul>
45	NPO・ボランティア活動体験研修の 実施		・NPO・ボランティア活動体験研修		●職務として、NPO法人への職員派遣(研修)を検討している。その当時は、条件面(期間や費用)で折り合わなかったが、研修目的が明確であり、効果必要性が十分見込める場合は派遣は可能である。 NPO・ボランティア活動研修については、職員が希望する団体でのボランティア活動について、職務について、職務については、効果、必要性の対象が必要			(2)NPO・ボランティア	<ul><li>● NPO・ボランティア活動体験研修の検討</li><li>● ボランティア休暇制度の周知・推進</li></ul>
	ボランティア休暇制度の拡充(地域活動休暇制度)		・ボランティア休暇制度の拡充	てのままとり合う。 と考える	活動の理解促進				
	勤務評定への地域コミュニティ活動 実績の反映			現段階での採用は困難	地域コミュニティ活動は推奨している。地域コミュニティ活動を通じて職員能力が 向上し、結果として勤務評定に反映されると考えている。勤務評定は、勤務時間 内の評価を行っており、職員が勤務時間外に実施している地域コミュニティ活動に ついては、制度としても、評価の質としても評価を行うことができないことから、勤 務評定に反映することは難しい。 →上の事業と趣旨は同じ		3-3-3	(3)勤務評定への地域コミュニティ活動実績の反映	<ul><li>勤務評定への地域コミュニティ活動実績の反映の検討</li></ul>
-	広報しろいの刷新		・市民参加による広報しろいの発行 ・対象者を限定/意識した(子ども向け、 高齢者向け)広報しろいの発行	事務事業として 反映	市の事務事業として既に実施している広報しろい発行事業において、意見を反映させて、改善を行っていく。	-	-	-	コラムとして掲載
-	市民による情報を蓄積する環境の整 備			推進施策で 実施	政策提案型事業として対応可能と考える。	-	-	-	コラムとして掲載
-	市長への直接の政策提言			推進施策で 実施	政策提言については、提案型事業として制度化する。 面会による意見交換ついては、現時点で実施中	-	-	-	
	市民活動団体の拠点の斡旋、市による整備			現段階での 採用は困難	斡旋については、宅地建物取引業との都合、情報提供に留まらざるを得ない。施設整備については、空室リスクを抱える可能性があり、現段階では困難。市民の施設については、事業番号24で実施	_	_	-	-

# 事業の展開と推進体系

市が、「参加のまち」「自治のまち」「市民協働のまち」の 3 つの目指す姿の達成に向けて、市民参加・協働を推進するための政策として取り組んでいく事業の体系は、次のとおりです。

これらの事業を市が段階的に展開することで、第4次総合計画後期基本計画が、市民参加・協働の視点によって、より効果的に推進されることを目指しています。

#### ※ (重点事業)

	3つの目指	: <i>)</i>	<b>声</b> ₩	电标性组
	す姿	政策	事業	実施時期
		4	(1)ICT を活用した情報提供の充実	短期~
	1	□ 情報の活用と	(2)市の情報発信場所の拡充	短期~
	· 「参加」の まち	提供の充実	(3)市の内部会議の検討過程の情報公開	短期~
			(4)市民のニーズ把握と分析	中期~
	~多様な市民と	2 市民参加・協 働の機会の拡 充と環境の整 備	(1)審議会・各種委員会への市民公募委員の確保	中期~
<b>多</b> 昆区	ともにつくる		(2)参加しやすい市民参加の手法の採用	短期~
響きあ	「参加」	3 市の行政活動を知る・学ぶ	(1)なるほど行政講座の充実	中期~
しあ	のまち~		(2)テーマ別市民推進員の養成	短期~
U			(3)事業説明・発表会の開催	短期~
み		加しやすい環境づくり	(1)地域の魅力発見と地域を知る機会の強化	短期~
の			(2)子ども世代の地域との関わり強化	中期~
りり			(3)市の PR の推進	中期~
りある			(4)美しい景観形成の推進	長期~
			(1)団塊シニア世代の活動支援のしくみづく   り	中・長期~
協働の	2 「自治」の		(2)自治会・公益的市民活動団体の支援と加入促進	短・中期~
まち	まち		(3)市民活動推進センターの運営・機能強化	中・長期~
ち	~みんな で地域を		(4)市民活動団体認証制度の研究	中・長期~
	つくる		(5)市民活動保険制度の創設	中期~
ろい	「自治」のまち~		(1)地域コミュニティリーダーの養成	短・中期~
	WAD		(2)市民活動コーディネーターの養成	短期~
			(1)小学校区を基礎としたまちづくり組織の設立	中・長期
			(2)地域コミュニティ活動支援のための財源 確保策の検討	長期
			(3)企業の社会貢献活動支援策の検討	長期
			(4)空き店舗などの民間施設の有効活用	短・中期~

#### (仮称)市民参加・協働のまちづくりプラン第 11 回策定会議・第 17 回庁内策定会議資料

	3 「市民協働」 のまち	1 恊働のしく みづくり	(1)協働のルールづくり	短期~
			(2)市民との協働の外部評価の実施	中期~
			(3)協働推進体制の構築と市民協働に対応した庁内組織の改編	短・中期~
			(1)協働モデル事業の実施と発信	短・中期~
	~共有と	ルづくり	(2)協働事業提案制度の拡充	中期~
	信頼で築く「市民		(3) 民間活用による協働事業の検討	長期
	協働」の		(1)コーディネート型職員の育成	短・中期~
	まち~		(2)NPO・ボランティア活動の理解促進	短・中期~
			(3) 勤務評定への地域コミュニティ活動実績の反映	-

資料3

### 重点的な取り組みと段階的な実施

本市は、「響きあいみのりある協働のまちしろい」をテーマとして、「参加」 「自治」「協働」の目指す姿の達成に向けて、市民参加・協働の視点を取り入れた 市政の運営を行います。

市民参加・協働を推進するために、33の事業を段階的に展開していきますが、これらの事業を市が段階的に展開することで、第4次総合計画後期基本計画が、市民参加・協働の視点によって、より効果的に推進されることを目指しています。

市はこれらの取り組みを通じて、白井市において、段階的に市民自治が実現することを目指しています。

全ての事業を同時に進めることは難しく、また、段階的に実施することで、効果が高い事業が多いことから、本市では、市民参加・協働を戦略的に進めるため、以下の事業を重点的な取り組みと位置付けて、市民と市が段階的に連携・協働していく状態を強く意識しながら事業を進めていきます。

会議終了後、確定後に詳細について記述します。

### (1)情報

STEP1 情報共有

【該当する事業】

- ・ICTを活用した情報提供の充実
- ・なるほど行政講座の充実
- ・事業説明・発表会の開催

### (2) 意識と人づくり(市民・市職員)

STEP2 意識の共有

【該当する事業】

【市民の意識づくり・人づくり】

- ・地域の魅力発見と地域を知る機会の強化
- 地域コミュニティリーダーの養成
- ・市民活動コーディネーターの養成

【市職員の意識づくり】

- ・コーディネート型職員の育成
- ・NPO・ボランティア活動への理解促進

### (3)地域の組織

STEP3 地域づくり

#### 【該当する事業】

- ・小学校区を基礎としたまちづくり組織の設立
- ■自治会等長意見交換会における市民参加・協働の段階的な取り組み(イメージ)

#### 【事業の概要と取り組み】

住み良い地域社会を築くため、地域の課題解決に向けて小学校区単位の自治会の連携を軸に市や地域の活動団体、事業者など様々な主体と情報を共有し連携して取り組むことにより、地域コミュニティを育むとともに自治活動の活性化を図ることを目的とし、自治会長の意見交換会を平成18年3月から開催しています。

平成20年度には、短期目標である市内全小学校区において自治会等長が定期的に意見交換会を行う「地域懇談会」を組織しました。

平成21年度からは、中期目標に向け、地域課題について具体的な話し合いを進め、平成22年度は「防災と高齢化」を主要テーマに、その対応策について地区社会福祉協議会や民生委員なども交え意見交換を行いました。

そして、平成23年度は前年度に引き続き、防災対策に重点を置き、その対策の一環として「防災マップ」を作成し、自らの自主防災訓練等に活用することと、市の「防災ハザードマップ」の基礎資料とする取り組みを行っています。

#### 【事業の目指すもの】

短期目標・・・全小学校区に自治会等長による地域懇談会を設置します。(情報共有)

中期目標・・・自治会の連携を軸に市民活動団体など連携した地域コミュニティを構築し、 地域の課題解決に向けた取り組みを行います。(意識の共有・地域づくり)

最終目標・・・活き活きとした市民自治の地域社会を確立します。(信頼関係の構築)



#### (4)協働のモデル事業

STEP4 信頼関係の構築

#### 【該当する事業】

- ・協働モデル事業の実施と発信
- 協働事業提案制度の拡充

資料 4

#### 評価と推進体制について

【確定事項(推進施策に明記)】

- ●市民による協働の外部評価
- ●市長を本部長とする「(仮称) 白井市市民協働推進本部」、市職員で構成される「(仮 称) 市民協働推進会議」を設け、市民との協働を組織的に実践、推進する体制を整備

### 評価と推進体制

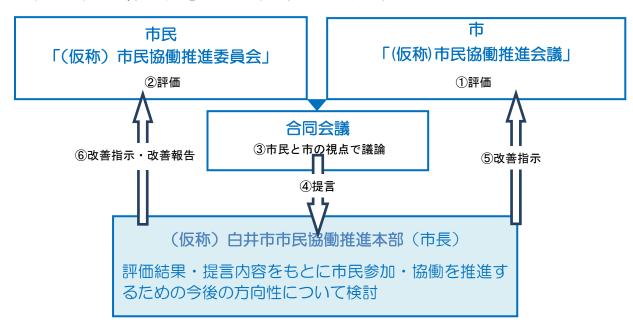
本プランは、第4次総合計画後期基本計画が、市民参加・協働の視点によって、より 効果的に推進されることを目指しています。

評価は、市職員により組織される「(仮称)市民協働推進会議」と、公募市民、市民活動団体、事業者支援団体、自治会長、学識経験者等などの市民で組織する「(仮称)市民協働推進委員会」が、実施計画事業における市民参加・協働の進捗状況や市民参加・協働を推進するための取り組みの実施状況などについて、それぞれ評価します。

それぞれの評価結果をもとに、市民参加・協働の推進について合同会議を行い、その 結果を市長が本部長となる「(仮称)白井市市民協働推進本部」に提言します。

白井市市民協働推進本部は、提言をもとに、市民協働を推進するための今後の方向性 について検討し、改善策を各課に指示をするとともに、市民に公表を行います。

#### ■市民と市の「響きあい」による市民参加・協働の実現



## ■組織と役割

名	称	(仮称)白井市協働推進本部	(仮称)市民協働推進委員会	(仮称)市民協働推進会議	
構成員		市長、副市長、各部長	公募市民、自治会長、市民 活動団体、学識経験者、事 業者支援団体等	市職員	
役	割	施策の総合的な推進に	するための調査・研究 ● 市民参加・協働事業の実 施状況の評価	るための取り組みの実施 状況の評価	
			<ul><li>合同会議</li><li>● 市民の視点、市の視点により評価した評価結果につい 議論し、市民参加・協働を推進するための方向性つい 白井市協働推進本部に提言</li><li>● 協働提案型事業の提案事業の審査</li></ul>		
公	開	公 開	公 開	非公開	

## 白井市第4次総合計画後期基本計画**第1次実施計画**における 市民参加・協働の現状

### (1)調査の狙い

白井市では、第4次総合計画後期基本計画を推進するための共通の取り組みとして 「市民参加・協働」により施策や事業を進めていくこととしています。

この(仮称)市民参加・協働のまちづくりプランでは、第4次総合計画後期基本計画第1次実施計画(平成23年度から平成25年度まで)の全ての事業を、市民参加・協働の視点で洗い出し、明らかにすることで、計画の実効性を図っています。

下表のとおり、第1次実施計画の実施実行状況調査を行ったところ、第4次総合計画後期基本計画第1次実施計画における市民参加・協働の現状について、以下のことが明らかになりましたので報告します。

なお、本調査は、白井市における現状の市民参加・協働の実施状況を明らかにし、市 民に公表を行うことで、市が実施する市民参加・協働の事業に対して、市民からの働き かけが増えることを期待して実施するものです。

今後も定期的に調査を行うことで、現状を明らかにするとともに、公表を行い、市民 との市民参加・協働の実現に向けて働きかけをおこないます。

#### 

□調査内容

第4次総合計画後期基本計画第1次実施計画234事業における市民参加・協働の実施状況を具体的に把握するため

□調査方法

平成23年11月 調書作成(市民参加・協働の概要と方向性について) 平成24年6月 各課ヒアリング(実施状況と今後の展望について)

□調査期日

平成24年4月1日現在

□対象

白井市第4次総合計画後期基本計画第1次実施計画に記載した234事業

### (2) 市民参加の実施状況

第4次総合計画後期基本計画第1次実施計画全事業234事業における市民参加の実施事業は103事業で、全事業の44.0%の事業において、市民の意見を聞き、市政に反映することを目的として、市民参加の手法が取り入れられていることがわかります。

市民参加の実施が、事業の実施におけるどの段階において、市民参加を行っているかを確認すると、市民参加を実施している事業の91.3%が、事業計画策定などの計画段階において、市民の意見を聞いていることがわかります。

更に、市民参加実施事業の81.6%の事業において、事業終了後の評価の段階において も市民から意見を取り入れ、次の事業実施に活かすために取り組んでいることがわかり ます。 また、市民参加の実施事業の市民参加の手法の内訳をみると、市民参加を採用している事業103事業のうち、87.4%が審議会等により市民意見を聴取していることがわかります。次いで、アンケート、パブリックコメント(意見公募)といった市民参加の手法を活用していることがわかります。

市民参加の実施段階及び手法といったこれらの取り組みから、白井市における市民参加の大きな特徴として、第4次総合計画後期基本計画第1次実施計画における多くの事業において、市民参加を実施しており、その事業の多くが審議会等を設置して、市民の意見を計画の策定や事業の評価に取り入れていることに熱心であることがわかります。

その一方で、実施段階への参加が非常に少ないこと、その他の市民参加の手法の採用が非常に少ないことから、市民参加の状況が硬直化していることがわかります。

今後、白井市における市民参加を更に進めるためには、従来の手法によらない市民参加を積極的に実施する必要があります。

#### (3) 市民協働の実施状況

第4次総合計画後期基本計画第1次実施計画全事業234事業における市民協働の実施事業は88事業で、全事業の37.6%の事業において、市民と連携・協働していることがわかります。

市民協働を行っている事業について、市民との連携・協働がどのような市民・団体と行っているかを確認すると、市民個人やボランティア活動を行う団体を含む市民活動団体と連携・協働している事業が60.2%、52.3%とそれぞれ半数を越えていることがわかります。次いで、事業者(37.5%)やPTA(36.4%)、自治会(35.2%)を協働のパートナーとして事業の実施にあたり、連携・協働していることがわかります。

また、なぜ市民・団体と連携・協働しているかについて確認すると、地域の事情を反映させるため(59.1%)、きめ細かい対応を行うため(55.7%)、多くの市民の関与が事業の質の向上に有効(53.4%)であると判断していることがわかります。

事業の実施にあたり、どのような市民協働の手法を行っているかを確認すると、市民協働を行っている事業の半数以上にあたる55.7%の事業において、情報交換を行っており、次いで、市民・団体が実施する事業への事業協力と市が実施する事業に対しての市民・団体の行政協力が37.5%であることがわかります。

市民協働における協働のパートナー、協働の目的、協働の手法といったこれらの取り組みから、白井市における市民協働の大きな特徴として、第4次総合計画後期基本計画第1次実施計画におけるかなりの事業において、市民協働を実施しており、市民協働を行うときに最も重視している点として、より良い公共サービスを、公共サービスの受け手であるその他の市民に提供するために実施していることがわかります。

しかし、その一方で、協働の手法を見ると、情報交換や市民・市それぞれのどちらかが主体となって実施する事業に対しての協力に留まっており、協働の実施状況自体は多いものの、初歩の段階であり、協働の領域(P.29参照)におけるB及びDの段階にとどま

っていることがわかります。

協働の実施においては、前述したとおり、あらかじめ、市民と行政が、意見や対話を通じて役割分担を決定し、事業の実施の状況やその段階その時々に応じて変更していくことが最も大切ですので、白井市における市民協働を更に発展させるためには、今後、お互いの関係が、現在実施している情報交換や事業協力・行政協力といった取り組みを重ねることにより深まり、最適な協働の領域において事業を展開することを目指す必要があります。

### (4) 今後の展望

調査の結果、第4次総合計画後期基本計画第1次実施計画全事業234事業における市民 参加、協働それぞれの取り組みは、いずれもかなりの多くの事業において実施されてい ることがわかります。

市民参加・協働いずれの事業も実施している事業については、41事業ですが、実に市民参加実施事業の39.8%、市民協働実施事業の46.6%の事業において、より良いサービスの実現のために市民参加及び市民協働を実施していることが判明しています。

また、今後も、●事業(●●.●%)の事業において、今後市民参加・協働を拡大、 実施予定ということからも、白井市における市民参加・協働による事業の展開は、更に 図られることがわかります。

しかし、その一方で、市民参加、市民協働のいずれも実施していない事業は84事業、 35.9%にも上っています。

前述 (P. 27) のとおり、市が、協働により目指すのは、市が実施する全ての公共サービスを市民参加・協働で実施することではありません。あくまでも、「より良い」公共サービスを、公共サービスの受け手であるその他の市民に「効率よく」提供するために実施するものですので、事業の計画、実施にあたり、市民参加・協働の実施について十分に検討を行ったうえで、市民参加・協働を実施することでサービスが低下する、または非効率になる事業においては、市民参加・協働を実施する必要はありません。

しかし、今回の調査によって、市民参加・協働を実施しない理由を確認したところ、市民参加・協働の必要性が薄い、必要性がない、馴染まないと答えた36事業のうち、実際に機密の保持、高度な政策立案、公権力の行使、公平性の確保などの具体的な理由がある事業については、9事業にすぎず、69.2%の事業においては、市民参加・協働について更に検討を行う必要があると考えます。

また、協働のパートナーがわからない(33.3%)、協働の手法がわからない(21.4%)といったように、市民参加・協働の実施について検討を行ったものの、市民参加・協働参加による事業実施にあたり、市の体制不足や、相手方の体制不足などの理由により、現段階においては、実施できていないという事業もあることから、今後も、調査を行い、市民参加・協働の推移について検証し、公表していく必要があります。

白井市第4次総合計画後期基本計画第1次実施計画における市民参加・協働の実施状況

	事業数	実施の割合	内訳
市民参加	103	44.0%	100.0%
計画段階	94	40.2%	91.3%
実施段階	18	7.7%	17.5%
評価段階	84	35.9%	81.6%
審議会	90	38.5%	87.4%
パブリックコメント (意見公募)	8	3.4%	7.8%
アンケート	11	4.7%	10.7%
ワークショップ	2	0.9%	1.9%
意見交換会	4	1.7%	3.9%
その他	2	0.9%	1.9%
協働	88	37.6%	100.0%
市民(個人)	53	22.6%	60.2%
自治会	31	13.2%	35.2%
市民活動団体・NPO	46	19.7%	52.3%
事業者	33	14.1%	37.5%
社協・地区社協	25	10.7%	28.4%
PTA・学校	32	13.7%	36.4%
自主防災組織・消防団	6	2.6%	6.8%
各種委員	13	5.6%	14.8%
その他	21	9.0%	23.9%
経費削減	25	10.7%	28.4%
市民意見の活用	32	13.7%	36.4%
市民自治意識向上	24	10.3%	27.3%
地域の事情反映	52	22.2%	59.1%
きめ細かい対応	49	20.9%	55.7%
市民関与が事業に有効	47	20.1%	53.4%
市民主体が望ましい	24	10.3%	27.3%
施策の浸透	18	7.7%	20.5%
市民にとって重要なため	26	11.1%	29.5%
その他	1	0.4%	1.1%
委託	10	4.3%	11.4%
補助金	14	6.0%	15.9%
アダプトプログラム	2	0.9%	2.3%
後援	9	3.8%	10.2%
事業協力	33	14.1%	37.5%
情報交換	49	20.9%	55.7%
政策提言	6	2.6%	6.8%
共催	19	8.1%	21.6%
実行委員会	10	4.3%	11.4%
行政協力	33	14.1%	37.5%
その他	10	4.3%	11.4%
実施なし	84	35.9%	100.0%
公権力の行使のため	3	1.3%	3.6%
機密保持のため	17	7.3%	20.2%
事業の未実施	12	5.1%	14.3%
協働の手法がわからない	18	7.7%	21.4%
高度な政策立案が必要なため	4	1.7%	4.8%
協働の実施について協議中	3	1.3%	3.6%
協働のパートナーがわからない	28	12.0%	33.3%
法令・条例で義務付け	5	2.1%	6.0%
協働の実施体制の不足	15	6.4%	17.9%
コスト・手間がかかりすぎる	11	4.7%	13.1%
公平性の確保のため	2	0.9%	2.4%
事業の性格上、協働の必要性が薄い、もしくはない	36	15.4%	42.9%
その他 (事業の実施主体ではない。今後の方向性不明)	17	7.3%	20.2%
* 市民参加・協働どちらも実施	41	17.5%	17.5%

